３. 農林漁家民宿開業に向けたチェックシート

農林漁家民宿開業に向けたチェックシート

　　年　　月　　日

Ｎｏ．１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 関係する法令参照頁数 |
| 経営者 | 氏　名 |  | 愛媛型農林漁家民宿認定制度P18 |
| 住所・連絡先 |  |
| □農家　□林家　□漁家　□農林漁家以外（　　　）**＊農林漁家との連携が必要** |
| （参考）家族構成、農林漁家以外の場合は、連携者の氏名、住所等 |
| 施設の名称 |  |  |
| 農林漁業体験 | 体験メニュー |  | 農山漁村余暇法Ｐ32 |
| 体験指導者 |  |
| 立地場所 | 施設所在地　 |  | 都市計画法Ｐ24自然公園法農地法　ほか |
| 都市計画区域：□市街化区域　　□市街化調整区域　　□非線引都市計画区域□都市計画区域外※その他、農地法、農振法等の制限を受けることがあります。 |
| 施設の形態 | □一戸建て　□母屋　□離れ　□その他（　　　） |  | 旅館業法　Ｐ25愛媛型農林漁家民宿制度　Ｐ18 |
| 居住・農林漁業目的の建物であること | □ |
| 申請者又は家族の専用施設であること | □ |
| 借家の場合、改修の了解が取れていること | □ |
| 客室の数・面積 | 部屋数：　　　　部屋　　位　置：□１階　□２階　□その他客室の延床面積　　　　　㎡(押入れ除く)**※１３３㎡未満であること**（内訳：和室　　畳・㎡、洋室　　畳・㎡、　室　　畳・㎡）民宿部分の延床面積　　　　　㎡（民宿専用+共用部分） | 旅館業法　Ｐ25建築基準法Ｐ29消防法　P28 |
| 宿泊定員数 | １日の宿泊定員数　　　　／日（最大収容人数　　　人/日） | 旅館業法　Ｐ25 |
| お風呂 | あり | □家庭用と共用　**※2** 　□客専用（家庭用とは区分） | 旅館業法　Ｐ25 |
| なし | □近隣の浴場利用　→浴場名：　　　　　　　　　 |
| トイレ | □家庭用と共用　**※2**　　　□客専用（家庭用とは区分） | 旅館業法　Ｐ25食品衛生法Ｐ26 |
| 洗面所 | □家庭用と共用　**※2**　　　　□客専用（家庭用とは区分） | 旅館業法　Ｐ25 |

○各該当箇所にレ点

※１　客室延床面積が３３㎡未満でないと、愛媛型農林漁家民宿の認定は受けられません。

※２　愛媛型農林漁家民宿の場合、お風呂、トイレ、洗面所については既存の施設を用いて(共用で)営業が可能です

Ｎｏ.２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 関係する法令参照頁数 |
| 食事の提供 | あり | 一泊二食付 | □ | 食品衛生法P26 |
| その他 | □ |
| なし | 素泊まり式 | □ | － |
| 自炊式（宿泊者自炊用台所あり） | □ |
| 郷土料理体験式 | □ |
| 台　所 | 家庭用と宿泊者への料理提供用調理場を共用　**※3** | □ | 食品衛生法Ｐ26 |
| 家庭用と宿泊者への料理提供用調理場は別 | □ |
| なし | □ |
| 上水道 | 水道水 | □ | － |
| 井戸水等 | □ | 水質検査（旅館業法・食品衛生法） |
| 下水道 | 汲み取り | □ | － |
| 下水道 | □ | － |
| 浄化槽（いずれかに○：合併浄化槽、単独浄化槽） | □ | 人員算定（浄化槽法・建築基準法）Ｐ30 |
| 駐車場 | □あり　→　　　　台　　□なし |  | － |
| 送迎 | 最寄りの駅まで〔　　　　　　　　　〕 | □ | － |
| それ以外（具体的に記入）　→　　　　　　　　　　　 | □ | 道路運送法 |
| なし | □ | － |
| 営業時間 | 通年営業（定休日なし、ただし農繁期除く） | □ |  |
| 季節営業　　　月　　日　～　　　月　　日 | □ |  |
| 週末営業 | □ |  |
| 料金設定 | 一泊二食付　　　　　　　円／人 | □ |  |
| 素泊まり式　　　　　　　円／人　 | □ |  |
| 自炊式　　　　　　　　　円／人 | □ |  |
| 郷土料理体験式　　　　　　　円／人 | □ |  |
| 予約方法 | □電話・ＦＡＸ　　□インターネット　　□その他（　　　　　　　　） |
| 保険の加入 | 具体的に記入（例：ＪＡの傷害保険等を利用予定） |  |
| 開業予定時期 |  |  |

※３　愛媛型農林漁家民宿の場合は、既存の家庭用台所で宿泊者への料理提供用調理場を兼ねることができます。